

札幌市環境影響評価条例の概要

1 環境影響評価（アセス）とは

- ・環境影響評価とは、大規模な開発事業による環境影響について、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して市民などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度。
- ・アセスでは、事業の性質に応じ、環境に影響を与える行為（工事の実施など）と、当該行為により影響を受ける恐れがある環境要素（大気汚染、騒音など、別表1）の組み合わせを特定し、当該組み合わせごとに影響の程度（工事の実施に伴う騒音の影響はどの程度か、等）を予測、評価している。
- ・予測、評価を行うべき環境に影響を与える行為と環境要素の組み合わせについては、事業ごとに、技術指針等により定められている。（別表2）
- ・事業規模の大きい方から順に、国（法アセス）、道（道条例アセス）、市（市条例アセス）の制度が適用されるため、国及び道と連携を取り、この制度を運用している。
- ・法アセス又は道条例アセスの案件で市内に環境影響が及ぶ場合、国又は道から環境の保全の見地からの市長意見を求められる。
- ・市条例アセスの対象事業：19種類（市条例アセスのパンフレット参照）
 - 長さ5km以上の普通鉄道
 - のべ面積10万m²以上かつ高さ100m以上の大規模建築物
 - 面積50ha以上の土地区画整理事業など
- ・市条例アセスの案件一覧、法アセス及び道条例アセスで市長意見を求められた案件一覧は別表3のとおり。

2 環境影響評価の流れ（市条例アセスの場合、パンフレット参照）

- ・環境影響評価は、次の5段階から成る。

	名称	概要	図書の意味合い
1	配慮書段階	複数の事業計画案の環境影響を比較、検討する	課題の洗い出しと環境影響等について想定する
2	方法書段階	どのような手法で環境影響評価を行うかを決定する	想定の妥当性を検証する手法を設定する
3	準備書段階	環境影響評価の結果と事業者の考えを一般に公開する	検証結果に基づき環境保全措置を決定する
4	評価書段階	準備書段階を経て確定した評価書を一般に公開する	外部の意見を取り入れて環境保全措置を再検討する
5	事後調査報告書段階	工事中や供用後の状況調査（事後調査）の結果や講じた措置の内容などを一般に公開する	環境保全措置の事後検証とフォローアップを行う

- ・評価書段階を除く各段階で実施する事項は、ほぼ共通している。主な事項は次のとおり。

実施する者	実施する事項
事業者	・図書の作成 ・図書の縦覧 ・説明会の開催 ・見解書の作成
札幌市	・図書の審査 ・意見募集 ・見解書の縦覧 ・ 市長意見の表明
審議会	・ 図書の内容についての調査審議→答申を基に市長意見を形成

※太字は審議会と関連する事項

別表1 環境要素の区分

<p>1 人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 低周波音（超低周波音を含む） (6) 風害 (7) 水質（底質及び地下水を含む） (8) 地形及び地質 (9) 地盤沈下 (10) 土壌 (11) 日照阻害 (12) 電波障害 (13) 風車の影（シャドーフリッカー）</p>
<p>2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 植物 (2) 動物 (3) 生態系</p>
<p>3 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 景観 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場</p>
<p>4 環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 廃棄物等 (2) 温室効果ガス</p>
<p>5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 放射線の量</p>

【備考】

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「重要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
14. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

別表3 環境影響評価案件一覧

1 市条例アセスの案件一覧（6事業）

番号	事業名	事業の種類	期間
1	真駒内滝野霊園拡張事業	建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更の事業	H15.3 ~ H17.6
2	屯田・茨戸通	道路の新設の事業	H15.4 ~ H18.4
3	厚別山本公園造成事業	レクリエーション施設の新設及び増築の事業	H20.10 ~ H24.7
4	(仮称) 札幌創世1・1・1区北1西1地区第一種市街地再開発事業	建築物の新築の事業	H24.10 ~ H26.3
5	(仮称) 北8西1地区第一種市街地再開発事業	建築物の新築の事業	H24.10 ~ H26.9
6	駒岡清掃工場更新事業 (現在手続き中)	一般廃棄物処理施設の設置の事業	H27.6~

※環境影響評価条例の施行は平成12年10月1日。

※「期間」欄は、方法書又は配慮書の受理日から、評価書の縦覧が終了するまでの期間を記載。

※駒岡清掃工場更新事業以外の事業は、全て評価書手続きまで完了している。

2 法アセスで市長意見を求められた案件一覧（3事業）

番号	事業名	事業の種類	期間
1	北海道新幹線（新青森・札幌間）	鉄道等	H10.10 ~ H14.2
2	(仮称) 北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業	一般廃棄物最終処分場	H19.2 ~ H26.8
3	石狩湾新港発電所建設計画	火力発電所	H24.2 ~ H26.4

※全て評価書手続きまで完了している。

3 道条例アセスで市長意見を求められた案件一覧

※これまで実績がない。

4 過去5年間の案件処理状況

年度	件数	件名
平成 25	6	石狩湾新港火力発電所建設事業準備書（法アセス） 石狩湾新港火力発電所建設事業評価書（法アセス） 真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書 （仮称）札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区第一種市街地再開発事業準備書 （仮称）札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区第一種市街地再開発事業評価書 （仮称）北 8 西 1 地区第一種市街地再開発事業準備書
26	2	（仮称）北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業評価書（法アセス） （仮称）北 8 西 1 地区第一種市街地再開発事業評価書
27	1	駒岡清掃工場更新事業配慮書
28	1	駒岡清掃工場更新事業方法書
29	0	
30	1	駒岡清掃工場更新事業準備書

※カッコ書きがないものは市条例アセスの案件である。